

大分県報

令和五年
号外（三〇）
三月三十一日

（金曜日）

目次

規則

職員等の旅費に関する条例施行規則……………	一
職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………	一
技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正……………	二
農林漁業普及指導手当支給規則の一部改正……………	四
職員の給与の特例減額に関する条例施行規則の廃止……………	四
人事委員会規則……………	四
職員の定年等に関する条例施行規則の全部改正……………	四

規則

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

大分県規則第十号

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四項後段を削る。

別表第二のイの表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」と、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」と改め、「（本庁の課長の職務又はこれに相当する職務にある者に限る。）」を削り、「6級（本庁の課長の職務又はこれに相当する職務にある者を除く。）」及び「6級（本庁の課長の職又はこれに相当する職務にある者を除く。）」を「5級」と改める。

別表第二のロの表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」と改め、「（本庁の課長の職務又はこれに相当する職務にある者に限る。）」を削り、「6級（本庁の課長の職務又はこれに相当する職務にある者を除く。）」を「5級」と改める。

第一号様式及び第二号様式中「㊦」を削る。

第三号様式中「㊦」及び「備考」氏名については、記名押印によること。ただし、各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例（昭和27年大分県条例第4号）第2条に規定する委員及び附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年大分県条例第74号）第2条に規定する委員等並びに職員以外の者が請求する場においては、署名によることができる。」を削る。

第四号様式中「㊦」を削る。

附則

（施行期日）
1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第十一項に規定する暫定再任用職員は、改正後の別表第二のロの表に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同表の規定を適用する。

（雑則）

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は知事が別に定める。

職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

大分県規則第十一号

職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」と改める。

第四条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」と改

め、同項第二号中「再任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八号の四第一項又は第二十八号の五第一項の規定により採用された職員をいう。第四項第二号において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条の二第一号及び第二号並びに第十二条の二の二第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第十一項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第四条第一項第二号及び第四項第二号の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、令和四年改正条例附則第二十四項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、前項の定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第三条第一号及び第二号、第四条第一項第一号、第四条の二第一号及び第二号並びに第十二条の二の二第二項の規定を適用する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十二号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十二年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二号の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に

応じた額に、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下「職員勤務時間条例」という。）第十五条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする。

第三条第四項中「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下「職員勤務時間条例」という。）」を「職員勤務時間条例」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第三条の二第三項中「調整額は、一の下に「技能労務職給料表(二)の適用を受ける」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条第二項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第四項から第六項までを削り、附則第七項を附則第四項とし、附則第八項から第十項までを削り、附則第十一項を附則第五項とし、附則第十二項を削り、附則に次の一項を加える。

（給与の減額の特例）

6 当分の間、職員が六十歳（監視長、監視、港湾監視、土木巡視、労務技師及び業務技師並びに農務技師、用務員、調理員及び介助員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後の給料月額についての経過措置は、職員の給与に関する条例附則第三十七項及び第三十八項に定める経過措置の例による。

別表第一のイの表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とし、

再任用職員	193,900	205,000	223,600	244,400	275,100
「再任用職員」を					
「定年前再任用短時間勤務職員」	193,300	205,000	223,600	244,400	275,100
「定年前再任用短時間勤務職員」					

同表の備考中「再任用職員にあつては、この表の適用を受けていた再任用職員以外の職員が再任用職員となつたもの」を「定年前再任用短時間勤務職員にあつては、定年前再任用短時間勤務職員となつた日の前日にこの表の適用を受けていたもの」と改める。

別表第一のロの表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に

再任用職員	246,600	を
-------	---------	---

定年前再任用短時間勤務職員	基準	に改める。
	給料月額	
	246,600	

別表第六中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に

再任用職員	9,600	を
-------	-------	---

定年前再任用短時間勤務職員	7,400	に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(暫定再任用職員に係る経過措置)
- 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第二十四項に規定する暫定再任用職員をいう。以下この項において同じ。）の給料月額を、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるこの規則による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 令和四年改正条例附則第十一項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、改正後の規則第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第三条の二第三項、第五条第二項、別表第一及び別表第六の規定を適用する。

(給料の調整額に係る経過措置)

- 改正後の規則第三条の二の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和四年改正条例附則第五項又は第八項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る令和四年改正条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年大分県条例第十三号）第三条に規定する年齢（令和四年改正条例附則第十三号各号に規定する職にあつては、令和四年改正条例附則第十四項に規定する年齢）に達した日がこの規則の施行の日（以下次項において「施行日」という。）前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第三条の二及び前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（令和四年改正条例附則第二十四項に規定する暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の規則第三条第三項に定める数を、同条第四項に規定する職員にあつてはその額に同項で定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの給料の調整額の合計が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。
- 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員（施行日前に地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の規定による改正前の地方公務員法（昭和四十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
 - 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員

施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつた場合にはこの規則による改正前の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の規則第三条の二の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

（雑則）

6 附則第二項から前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は知事が別に定める。

農林漁業普及指導手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十三号

農林漁業普及指導手当支給規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当支給規則（平成十七年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第二十四項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、改正後の第四条第一項第二号に規定する短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

（雑則）

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は知事が別に定める。

職員の特例減額に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十四号

職員の特例減額に関する条例施行規則を廃止する規則

職員の給与の特例減額に関する条例施行規則（平成二十五年大分県規則第四十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

○人事委員会規則

職員の定年等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十四号

職員の定年等に関する条例施行規則

職員の定年等に関する条例施行規則（昭和六十年大分県人事委員会規則第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年大分県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務延長等の手続）

第二条 条例第四条第一項ただし書の承認の申請は、異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書（第一号様式）により行うものとする。

2 条例第四条第二項の承認の申請は、勤務延長の期限の延長承認申請書（第二号様式）により行うものとする。

3 条例第四条第三項の同意は、勤務延長（条例第四条第一項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合は勤務延長についての同意書（第三号様式）により、勤務延長の期限を延長する場合は勤務延長の期限の延長についての同意書（第四号様式）により行うものとする。

4 条例第四条第四項の同意は、勤務延長の期限の繰上げについての同意書（第五号様式）により行うものとする。

5 任命権者は、勤務延長により引き続き勤務している職員をその者が当該異動後の職を占めているものとした場合に条例第二条の規定により退職することとなる日後において当該異動後の職に異動させようとするときは、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。

6 前項の承認の申請は、勤務延長職員の異動承認申請書（第六号様式）により行うものとする。

7 任命権者は、勤務延長を行い、又は条例第四条第二項の規定により勤務延長の期限を延長することとなった職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる適当な方法により

その旨を通知するものとする。

(勤務延長の状況の報告)

第三条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長(条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)の状況を勤務延長状況報告書(第七号様式)により人事委員会に報告しなければならない。

(条例第六条第三号の人事委員会規則で定める職)

第四条 条例第六条第三号の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

一 次に掲げる職員が占める職

ア 大分県行政組織規則(昭和三十一年大分県規則第十号。以下「行政組織規則」という。)第五十一条第一項の専門研究員のうち、職員の給与に関する条例(昭和三十一年大分県条例第三十九号。以下「給与条例」という。)別表第二研究職給料表の適用を受ける職でその職務の級が四級又は五級のもの

イ 行政組織規則第二百二十二条及び第三百三十六条の教授のうち、給与条例別表第一行政職給料表の適用を受ける職でその職務の級が六級又は七級のもの

二 大分県警察の組織に関する規則(平成六年大分県公安委員会規則第一号)第五条の表に掲げる指導官(人事委員会が指定するものに限る。)

(管理監督職の異動期間延長等の手続)

第五条 条例第九条第二項及び第四項の承認の申請は、異動期間の期限の延長承認申請書(第八号様式)により行うものとする。

2 条例第十条の同意は、異動期間の延長についての同意書(第九号様式)又は他の管理監督職への降任等についての同意書(第十号様式)により行うものとする。

3 任命権者は、条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長することとなった職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる適当な方法によりその旨を通知するものとする。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第六条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長の職とする。

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第七条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を異動期間延長状況報告書(第十一号様式)により人事委員会に報告しなければならない。

(定年前再任用を希望する者の同意等)

第八条 任命権者は、定年前再任用(条例第十二条の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用をされることを希望する者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も同様とする。

一 定年前再任用を行う職に係る職務内容

二 定年前再任用を行う日

三 定年前再任用に係る勤務地

四 定年前再任用をされた場合の給与

五 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 条例第十二条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

3 任命権者は、定年前再任用を行うこととなった職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる適当な方法によりその旨を通知するものとする。

(定年前再任用に係る状況の報告)

第九条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度までに退職した職員に係る定年前再任用の状況を定年前再任用状況報告書(第十二号様式)により人事委員会に報告するものとする。

(その他)

第十条 この規則の実施に関し必要な事項は人事委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(条例附則第十三項及び第十五項の人事委員会規則で定める職員)

2 条例附則第十三項及び第十五項の人事委員会規則で定める職員は、監視長、監視、港湾監視、土木巡視、労務技師及び業務技師並びに農務技師、用務員、調理員及び介助員とする。

（条例附則第十四項の人事委員会規則で定める職員）

3 条例附則第十四項の人事委員会規則で定める職員は、医師及び保健所、病院その他の施設等において医療業務に従事する歯科医師とする。

（条例附則第十五項及び第十六項の規定により職員に提供する情報）

4 条例附則第十五項又は第十六項の規定により職員（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の二第一項に規定する特定地方公務官を含む。以下この項から附則第七項までにおいて同じ。）に提供する情報は、次に掲げる情報（第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、特定日（給与条例附則第三十七項に規定する特定日という。以下同じ。）以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の二から第二十八条の五まで及び条例第六条から第十一条までの規定による管理監督職務上限年齢による降任等に関する情報

二 定年前再任用短時間勤務職員（法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第七項第三号において同じ。）の任用に関する情報

三 給与条例附則第三十七項から第四十六項までの規定により特定日以後に適用される給与に関する措置に関する情報

四 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十号）附則第十九項から第二十六項までの規定による退職手当に関する措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、条例附則第十五項又は第十六項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者（同項の規定により勤務の意思を確認する場合にあつては、大分県警察本部長。附則第七項第四号において同じ。）が認める情報

5 職員に対する前項各号に掲げる情報の提供は、書面により行うものとする。
（勤務の意思の確認）

6 任命権者は、条例附則第十五項又は第十六項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、その期間を十分に確保するよう努めなければならない。

7 前項の規定による勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- 一 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
 - 二 条例附則第十五項又は第十六項に規定する年齢に達する日以後の退職の意思
 - 三 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
 - 四 その他任命権者が必要と認める事項
- （令和四年改正条例附則第二項の規定による勤務についての準用）

8 第二条及び第三条の規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第二項の規定による勤務延長について準用する。この場合において、必要な様式は、別に定める。

（令和四年改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職）

9 令和四年改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（令和四年改正条例第一条の規定による改正後の条例（以下「新定年条例」という。）第三条に規定する定年をいう。以下この項及び次項において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正条例第一条の規定による改正前の条例（次項において「旧定年条例」という。）第三条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が新定年条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）とする。

一 基準日以後に設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

（令和四年改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員）

10 令和四年改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年条例第三条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項）

11 任命権者は、暫定再任用（令和四年改正条例附則第五項若しくは第六項又は第八項若しくは第九項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 暫定再任用を行う職に係る職務内容
- 二 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- 三 暫定再任用に係る勤務地
- 四 暫定再任用をされた場合の給与
- 五 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

（令和四年改正条例附則第五項、第六項、第八項及び第九項の人事委員会規則で定める情報）

12 第八条第二項の規定は、令和四年改正条例附則第五項、第六項、第八項及び第九項の人事委員会規則で定める情報について準用する。この場合において、同条第二項中「定年前再任用」とあるのは、「暫定再任用」とする。

(暫定再任用を行うこととなった職員等に対する通知)

13 任命権者は、暫定再任用を行い、又は令和四年改正条例附則第七項（令和四年改正条例附則第十項において準用する場合を含む。）の規定により任期を更新することとなった職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる適当な方法により、その旨を通知するものとする。

(暫定再任用に係る状況の報告)

14 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度における暫定再任用及び暫定再任用の任期の更新の状況を第九条の規定の例により、人事委員会に報告するものとする。

(令和四年改正条例附則第二十項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)

15 令和四年改正条例附則第二十項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項から附則第十七項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（令和四年改正条例附則第九項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新条例定年相当年齢が新定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和四年改正条例附則第二十項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

17 令和四年改正条例附則第二十項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第十五項に規定する職が基準日の前日に設置されたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

第1号様式（第2条関係）

異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書

第 号
年 月 日

大分県人事委員会委員長 殿

任命権者

下記のとおり異動期間を延長した職員について勤務延長したいので、職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定により申請します。

記

ふりがな	氏名	生年月日	年 月 日	生(満) 歳
勤務延長予定職員の氏名	職階及び職の職級	職 級	職 級	号給
	所属	職名	職種	
	定年年齢	定年退職日	年 月 日	
	延長前の異動期間の末日	年 月 日		
	異動期間の延長理由（条例第9条第1項	号該当)		
	現在の職務内容			
	勤務延長した事由（条例第4条第1項第	号該当)		
申請の理由				
申請する勤務延長期限		年 月 日		
添付書類	1 勤務記録カード（職員の人事記録に関する規則（昭和34年大分県人事委員会規則第7号）第3条第1号に規定する勤務記録カードをいう。）の写し			
	2 勤務延長についての同意書（第3号様式）			

第2号様式（第2条関係）

勤務延長の期限の延長承認申請書

第 号
年 月 日

大分県人事委員会委員長 殿

任命権者

下記のとおり勤務延長の期限を延長したいので、職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により申請します。

記

期 限 延 長 予 定 者	ふりがな	生年月日	年 月 日	日生(満 歳)
	氏名	職群及び職の職級	職 級	給料 級 号給
長 予 定 者	所属	職 級	職名	〔職種〕
	定年年齢	年	定年退職日	年 月 日
現在の職務内容				
勤務延長した事由(条例第4条第1項第 号該当)				
申請の理由				
勤務延長期限				
年 月 日までを 年 月 日までに延長する。				
添付書類				
1 勤務記録カード(職員の人事記録に関する規則(昭和34年大分県人事委員会規則第7号)第3条第1号に規定する勤務記録カードをいう。)の写し				
2 勤務延長の期限の延長についての同意書(第4号様式)				

第3号様式（第2条関係）

勤務延長についての同意書

年 月 日

任命権者 殿

所属
職名
氏名

貴職が職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により 年 月 日まで私の勤務延長を行うことについて同意します。

第4号様式 (第2条関係)

勤務延長の期限の延長についての同意書

年 月 日

任命権者 殿

所属
職名
氏名

貴職が職員の定年等に関する条例第4条第2項の規定により下記のとおり私の勤務延長の期限を延長することについて同意します。

記

- 1 延長前の期限 年 月 日
- 2 延長後の期限 年 月 日

第5号様式 (第2条関係)

勤務延長の期限の繰上げについての同意書

年 月 日

任命権者 殿

所属
職名
氏名

貴職が職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定により下記のとおり私の勤務延長の期限を繰り上げて退職させることについて同意します。

記

- 1 繰上げ前の期限 年 月 日
- 2 繰上げ後の期限 年 月 日

第6号様式（第2条関係）

勤務延長職員の異動承認申請書

第 年 月 日 号

大分県人事委員会委員長 殿

任命権者

下記のとおり勤務延長により引き続いて勤務している職員を異動させたいので、職員の定年等に関する条例施行規則第2条第5項の規定により申請します。

記

異動者	ふりがな	生年月日	年	月	日生(満)	歳
	氏名	給料	級	号給		
異動者	職群及び職の職級	職	級	号給		
	所属	職名	〔職種〕			
子	定年年齢	定年退職日	年	月	日	
	現在の職務内容					
定	勤務延長した事由(条例第4条第1項第 号該当)					
異動予定の職	職群及び職の職級	職	級	号給		
	所属	職名	〔職種〕			
	定年年齢	定年退職日	年	月	日	
職務内容						
申請の理由						
勤務延長の期限			年	月	日	異動予定日
添付書類			勤務記録カード(職員の人事記録に関する規則(昭和34年大分県人事委員会規則第7号)第3条第1号に規定する勤務記録カードをいう。)の写し			

第7号様式（第3条関係）

勤務延長状況報告書

第 年 月 日 号

大分県人事委員会委員長 殿

任命権者

下記のとおり 年度に定年に達した職員の勤務延長を行ったので、職員の定年等に関する条例施行規則第3条の規定により報告します。

記

- 1 勤務延長 件
- 2 個別の状況 別紙のとおり

第8号様式 (第5条関係)

異動期間の期限の延長承認申請書

第 年 月 日

大分県人事委員会委員長 殿

任命権者

下記のとおり異動期間の期限を延長したいので、職員の定年等に関する条例第9条第1項の規定により申請します。

記

ふりがな	氏名	生年月日	年 月 日生(満 歳)
職群及び職の職級	職 級	給料	給料 級 号給
所属	職 名	職 種	職 種
定年年齢	年	定年退職日	年 月 日
異動期間の末日	年 月 日		
現に従事している職務の内容			
既に延長された異動期間の延長理由(条例第9条第1項第 号該当)			
期間をさらに延長しようとする理由(条例第9条第1項第 号該当)			
申請の理由			
申請する異動期間の末日	年 月 日		
添付書類	1 勤務記録カード(職員の人事記録に関する規則(昭和34年大分県人事委員会規則第7号)第3条第1号に規定する勤務記録カードをいう。)の写し 2 異動期間の延長についての同意書(第9号様式)		

別紙

発令事項	勤務延長				発令日		発令件数		整理番号				
	氏名	職群及び職の職級	所属及び職名・職種	職務内容	期限	職群及び職の職級	所属及び職名・職種	職務内容	更新前の期限	定年退職日	理由	新給料	旧給料
	年月日生(満 歳)	職 級				職 級				年月日			
	年月日生(満 歳)	職 級				職 級				年月日			
	年月日生(満 歳)	職 級				職 級				年月日			
	年月日生(満 歳)	職 級				職 級				年月日			
	年月日生(満 歳)	職 級				職 級				年月日			
	年月日生(満 歳)	職 級				職 級				年月日			
	年月日生(満 歳)	職 級				職 級				年月日			
	年月日生(満 歳)	職 級				職 級				年月日			
	年月日生(満 歳)	職 級				職 級				年月日			

令和五年三月三十一日

大分県報号外(人事委規則)

第9号様式（第5条関係）

異動期間の延長についての同意書

年 月 日

任命権者 殿

所属
職名
氏名

貴職が職員の定年等に関する条例第9条第 項の規定により下記のとおり異動期間を延長することについて同意します。

記

- 1 異動期間の末日 年 月 日
- 2 既に延長された異動期間の末日 年 月 日
- 3 申請する異動期間延長後の末日 年 月 日

第10号様式（第5条関係）

他の管理監督職への降任等についての同意書

年 月 日

任命権者 殿

所属
職名
氏名

貴職が職員の定年等に関する条例第9条第3項の規定により下記のとおり他の管理監督職に降任等を行うことについて同意します。

記

- 1 降任等をする前の管理監督職
- 2 降任等をした後の管理監督職

第11号様式 (第7条関係)

異動期間延長状況報告書

第 年 月 日 号

大分県人事委員会委員長 殿

任命権者

下記のとおり 年度に異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長を行ったので、職員の定年等に関する条例施行規則第7条の規定により報告します。

記

1 異動期間の延長 件

2 個別の状況 別紙のとおり

別紙

氏名等	所属	異動期間の末日	職務内容	延長された異動期間の延長理由 根拠条項
	職名 職群及び職の職級			
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号
年 月 日生 歳	職 級	年 月 日		条例第9条第1項 号

